

市立病院建設検討特別委員会会議記録

- 1 日 時 平成24年9月18日(火) 午後1時30分 開会
- 2 場 所 特別委員会室
- 3 出席委員 委員長 中川英孝
副委員長 城所正美
委員 原裕二
委員 関根ジロー
委員 織原正幸
委員 石川龍之
委員 杉山由祥
委員 山口栄作
委員 伊藤余一郎
委員 杉浦誠一
委員 小沢暁民
- 4 出席事務局職員 議会事務局長 小倉智
議事調査課長 染谷稔
議事調査課補佐 大谷昇
議事調査課補佐 津久井隆信
議事調査課主幹 根本真光
- 5 正副議長 議長 田居照康
副議長 山沢誠
- 6 出席理事者 別紙のとおり
- 7 傍聴議員 山口正子議員、海老原弘議員、安藤淳子議員、高橋伸之議員、伊東英一議員、こひら由紀議員、鈴木大介議員、石井勇議員、高木健議員、宇津野史行議員、山中啓之議員、飯箸公明議員、木村みね子議員、市川恵一議員、岩堀研嗣議員、高橋妙子議員、中田京議員、諸角由美議員、矢部愛子議員、渡辺美喜子議員、大井知敏議員、張替勝雄議員、谷口薫議員、二階堂剛議員、桜井秀三議員、末松裕人議員、平林俊彦議員
- 8 傍聴者 日刊建設工業新聞、千葉日報新聞、東京新聞、読売新聞、松戸よみうり、JCN コアラ葛飾、外47人

9 議 題

- (1) 議案第26号 平成24年度松戸市一般会計補正予算(第4回)
- (2) 議案第27号 平成24年度松戸市病院事業会計補正予算(第2回)
- (3) 平成23年度 千駄堀地区への新市立病院建設反対の陳情
陳情第12号
- (4) 平成23年度 紙敷地区への新市立病院建設の早期実現を求める陳情
陳情第14号
- (5) 閉会中における所管事務の調査について

10 会議の経過及び概要

委員長開議宣告
市長あいさつ
議 事

- (1) 議案第26号 平成24年度松戸市一般会計補正予算(第4回)
- (2) 議案第27号 平成24年度松戸市病院事業会計補正予算(第2回)

(1)、(2)は一括議題

中川英孝委員長

まず、議案第26号、平成24年度松戸市一般会計補正予算(第4回)及び議案第27号、平成24年度松戸市病院事業会計補正予算(第2回)の2件については、いずれも新病院建設にかかわるものであることから、一括して議題といたします。

本件について理事者の説明を求めます。

(財務本部 財政課長 議案内容説明)

(病院事業管理局 経営改革課長 議案内容説明)

【質 疑】

中川英孝委員長

初めに、何号の議案に対する質疑かを発言していただきながら質疑をお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

杉山由祥委員

まず、議案の質疑の前の話ですけれども、前回に委員会のほうからいわゆる比較表、そして総コストの部分できちんとした表を出していただきたいということで、先ほど私の手元にいただいたところでありますが、これの議論のやり方というのはどうやってやるか、ちよっと整理をお願いいたします。

中川英孝委員長

今、杉山委員からお話がありましたけれども、前回までの宿題事項として比較検討案を出してほしいということで、全会一致というよりも杉山委員から要請がありました。私もこの件については納得できることだと思いましたので、執行部のほうに御足労いただいて、比較検討案を出していただきました。この比較検討案については正式な議題としておりませんが、今の議案の中でひとつ質疑をしていただければいいのではないかというふうに思っていますので、ぜひそういう中で質疑していただきたいと思います。

杉山由祥委員

はい、わかりました。

中川英孝委員長

質疑をお願いいたします。伊藤委員、質疑を。

伊藤余一郎委員

今度のこの補正予算、すなわちこの予算は千駄堀に病院を建てる、それに当たっての一

般会計補正予算、追加の議案と。それから病院事業も継続費などの措置にかかわる議案となっていますが、先日の本会議において、今回提案されているこの補正予算の中にも資料としてついておりますけれども、いわゆる概略工程ですね、工程に関する問題です。

何を言いたいかという、病院の建設にかかわる工期、これは施工とか設計を含めたものであるわけですが、51か月でできると、そういうふうはこの資料では書かれています。それに対して本会議の中で質問があつて、51か月などでできるはずがない、全くそれは不可能だという話がありました。それに対する回答は可能であるという理由ですが、いまいちその詳細がわかりにくかったということで、51か月でできるべき病院を提案しているにもかかわらず、それは全く不可能で約70か月ぐらいかかるだろうという、多分質問としてはあつたと思うんだよね。年数でいうと2年ぐらいの差が出てしまうわけですが、この辺について再度確認をしたい。つまり、51か月でできるというその詳細、それはどういう中身なのか。

かつ、仮に遅れた場合、それは病院事業に対してどのような影響というか、例えば財政上はどうかとか、あるいは国との関係はどうかとか種々あるわけですが、そうした問題は遅れたことによってどう生じるのか。私は一日も早く完成すべきだという視点、それはもうあるわけで、かつ、多少の遅れが万が一発生したとしても、それは決定的な病院建設にかかわる必須条件ではないだろうというふうには考えていますが、いずれにしてもこの点について再度当局のほうからの説明を願いたいということでありませう。

病院建設事務局審議監

伊藤委員の、まず2点のうちの1点目、全体の概略の工程ということでございますが、これは7月23日の委員会の折にも一定の説明をさせていただいたところでございますが、また改めて確認の御質疑でございますので、お答えを申し上げます。

先般から51か月という工程の明示をさせていただいておりますが、これは基本設計の業者の選定をスタートしてから開院まで51か月ということで、今までも御説明を申し上げているところでございますが、具体的にこの辺のところの細かい部分を簡単に説明させていただきます。

まず、設計者の選定に約2か月程度、それと基本設計に9か月、基本設計と並行して、デザインビルドの業者の、いわゆる第三者評価委員会の選定等の作業を並行して進めながら、基本設計が終わった後、選定の期間が約3か月出っ張りまして、デザインビルドの実施設計13か月、そして施工に23か月。それで、開院としましては、外に出る期間が1か月ということでございます。それで合計の期間が51か月ということで御説明をしているところでございます。

また、万が一この工期内で終わらなくて、外に出たときの影響というか、そういった部分でございますけれども、基本的にはデザインビルドで実施設計と工事の施工につきまして条件の提示を申し上げて、できるところに提案していただくということでございますので、これは基本的にはできるというふうに判断したところが松戸市に提案の申し込みがあるということでございますので、基本的にはその中でしっかりやっていただくというのが基本かというふうに思っております。

しかしながら、工事の施工につきましては、やはり建築物、屋外で工事をする、また、外構も屋外でやるということから、悪天候が大きく続いた場合については、その影響については事象としてそういったことも想定はあるのかなというふうに、その辺を委員は危惧されて言われているところかなというふうに思います。基本的に延びる期間がどのくらい

かによって違ってきますけれども、従前から申し上げている開院までの期間につきまして、若干これが延びたときに、私ども事務局から開院の影響について、病院サイドの評価をお答えするのはちょっと難しいわけですが、私どもから言えるのは、万が一工期内で竣工ができなくて、そういった発注者、請負者の双方に責務が発生しないような事象で延びたときにはどこにも責任はないということが言えるのかなと。

それと、開院が工事等工期の延期で延びた場合について、どのくらいが許容範囲かなということかというふうに思いますが、これについてはその段階で判断をさせていただくことになるのかなというふうに思っております。ですから、1か月、2か月、3か月、4か月か5か月、こういった期間がどこまでが許容範囲でどこまでが許容外だというお答えについてはなかなか難しいかなというふうに思っております。

伊藤余一郎委員

要するに、一般の方、我々も含めて、工期というのは工事が始まってからと、これは工事関係者の方に聞けばそれは厳密に正しいかどうかわかりませんが、そう思うわけよね。そうすると、工期が51か月だというふうに言われれば、51か月で工事の期間がかかるということですから、一般的にはそういうふうに受け取っているということです。そうですよね。だけど、今の説明だとそういうふうには残念ながら聞こえないので、さまざまな設計だとかどうのこうのとあるわけですが、要するに施工期間は23か月、それからデザインビルドという実施設計に13か月、トータル36か月が私たちの受け取る工期なのです。36か月だから3年間という意味ですよね。3年間でできないのではないかというのが多分本会議での質問だったかと思えますけれども、できるできないは水かけ論になりますから。ただ、少なくともこれほどまでの大規模な工事を行政がデザインビルドの実設計、あるいは施工も含めた一括発注をすることによって工期を担保する、仮に工期に間に合わなければ違約金を取ると、多分そういう姿勢で臨むのだらうと思えますけれども、その点についてはどうなのか。

それから、実際に仮にこの補正予算が成立した場合、早速そうした手続が今後行われるわけですが、このデザインビルドによる業者というのは、そうした工期を守って、そして対応できる、そういうことが想定される業者だというふうに受け取ってよろしいか。

あと、答弁の中でどれくらい延びるかわからない、万が一ということに対しては、五、六か月延びたとしてもそれは許容範囲だということでしたよね。そうじゃないのですか。

要するに、何が言いたいかというと、仮に6か月ぐらい延びて、すぐに工事が始まって3年後の4月の開院に間に合わなかったと、6か月遅れたためにそれが9月になってしまったと、そうしたらどんな影響があるのですかということです、簡単に言えば。それは国からの補助がつかないのか、そんなことはないと思いますが、そういうことを聞いたんです。何か影響が大きいのでしょうか。私はそういうことは多分ないだらうと思うが、どうなのでしょう。

中川英孝委員長

明快な答弁を願います。

病院建設事務局審議監

まず、違約金の問題ですけれども、責務が甲、いわゆる市にあった場合については違約金は発生しませんし、乙、いわゆる請負業者ですね、請負業者の重大な責務としての履行

ができなかったといった場合については当然違約金、発生するものと契約上は判断いたします。

それと、2点目のデザインビルドで提案できる業者を選ぶのでしょうかということでありますけれども、そのとおりでございます。

それと、3点目の工期の関係でございますけれども、我々としては工期が延びないように監理も含めて努力していきたい。当然、業者に対してもそういうような指導をするということでございます。万が一先ほども申し上げたように悪天候が続いたとか、そういうのが危惧されるような状況があった場合には、早い段階で当委員会のほうに御説明と御報告をしかるべき時期にする必要があるかというふうに考えてございます。

伊藤余一郎委員

じゃあ、あえてもう一回だけ。市長及び副市長にお尋ねします。

本会議で51か月では絶対にできないだろう、それはうそだよというふうな発言がありました。これは一般の人から聞いていけば、それは問題だなと思うのが当然なわけですね。お二人は、どちらでも構いません。この問題についてどうお考えでしょうか。

市長

担当部門が真摯になってずっと検討した結果だというふうに思っておりますので、その検討の内容で十分やっていけるものと、このように考えております。

伊藤余一郎委員

はい、わかりました。結構です。

杉山由祥委員

先ほど申し上げました比較表の件について、これはせっかくなつくついていたので、ぜひ説明をいただいてからちょっと質疑させていただきたいと思う。

なぜ、私たちはこれにこだわるかという、私たちは今、松戸市として病院という買物をしようという最終段階にあるわけですね。その病院というものが将来にわたってどのくらいのコストがかかるものなのかというのをきちんと把握していないと、私たちはいい悪いという判断ができないということから、この表にこだわったわけでありまして。今までの議論の中で、極端な話をすると紙敷なのか千駄堀なのか、この辺に議論の焦点が集約されていると、そういった意味で比較表という表現をさせていただきましたが、やはりそのコストというものを説明いただかないと私たちは判断ができないという意味でこれをつくっていただきました。今回、委員長にも大変お骨折りをいただいて、何度も何度も執行部と折衝していただいて、我々委員には先ほど配付をいただきました。ぜひこの説明をいただいて、ちょっと質疑をさせていただきたいなと思っております。説明をよろしく願います。

中川英孝委員長

杉山委員、これは基本的には用地のところを中心に話したほうがいいのか。トータルか。

杉山由祥委員

そうですね、基本的に上からさらっと、条件を合わせたところはやっていただいて、ト

一タルコストと、あと土地の問題、ここを中心にやっていただければなと思います。

中川英孝委員長

できれば、だからこれまで皆さん方に配付していた内容がどこが変わったのかということになりますと、用地費の問題、トータル費用の問題、この辺が大きく変わったというふうに思いますので、この辺を重点的に概略説明いただけますか。

病院建設事務局審議監

初めに、資料のほうですが、御提出が遅れて今日の午前中にやっと委員のお手元に届くような状況になってしまって、どうも申しわけございませんでした。そういう関係もございまして、委員しかお持ちになっていないところなんです、説明はしてよろしいですかね。よろしいですか。

中川英孝委員長

はい、お願いします。

病院建設事務局審議監

委員のお手元に行っている資料は、前回、7月に御提示しました比較表の中ではA、Bということで紙敷計画をAとして、また、千駄堀計画をBとして、その時点での最終的な計画内容を付記させていただくとともに、また併せましてデータ比較のためのコメントを入れさせていただいたものでございます。そういった中で、委員各位からそれでは情報が十分でないということで、さらに比較の対象となるような資料をいただきたいということで、今回、すり合わせのための資料ということで、新たに二つの欄をつけさせていただいたところでございます。もともとありましたAとBは、言うなれば初期投資の額の比較でございましたが、今回はそれにつきましてベースを整合させた修正をさせていただいております。

数字というよりも考え方でございますけども、例えば用地につきましては、当初のA、B、初期投資の段階では、用地につきましては紙敷は全額購入ですね。千駄堀につきましては工事期間の4年間の賃貸借分を入れてあるというところでございます。それを整合させるために、紙敷におきましては、用地を購入するための元金の償還額と支払い利息、それと、ちょっと細かいところでございますけども、駐車場用地を借りなくちゃいけない部分なんかも想定させていただいたものを積算しまして、約38億5,000万円という用地の関係費用を計上させていただきました。それに対応いたしまして、千駄堀計画のところでは、こちらは全面借り上げではございますが、途中経過の中で用地を一部購入する可能性も高いということから借地料と、それから途中の経過の中で買い上げるその費用の元金の額と支払い利息額、そういったものを入れさせていただき、約36億円を計上させていただきましたところでございます。

そうしますと、例えば、当初の計画、AとBの比較ですと、その差は25億円程度になりますが、今般のそういったベースをある程度近寄せた考え方に基づいたものによれば、その差額につきましては2億4,000万円程度になるだろうというような表をつくらせていただきました。

また、工事費につきましては、今回、千駄堀につきましてはデザインビルド方式を採用させていただきました。同じように、これも本当に仮のお話ですが紙敷にデザインビルド

をやったとき、ただ、平地につくるものと限られた用地に縦に長くつくるもので技術的な面にも違いがございますので、千駄堀計画の平米当たり24万円に対して、紙敷計画につきましては26万4,000円という費用を計上させていただいたところがございます。それによりまして建設費合計につきましては、ベースを整合させた部分の比較によりまして、約23億5,000万円の差額が生じるという表をつくらせていただきました。

そのほかにも、委員の意見の中でございました、例えば、病院情報システムの開発経費を事業外経費にしていたものを事業内に持ってきたらどうなるか、また、医療機器のお金、こういった費用も中に入れたらどうなるか、そういったところで比較をさせていただいたところがございます。

お出しした表の中で、合計欄でちょっと申し上げさせていただきますが、病院建設に伴う事業費のベース整合させていただいた金額につきましては、紙敷が215億6,000万円、千駄堀につきましてが187億4,000万円、したがって、その差額につきましては約28億円でございます。

また、事業外経費を含んだ分でその差は、紙敷が全体で224億3,000万円、千駄堀が194億円、したがって、その差は約30億3,000万円ということでございます。

雑駁でございますが、今回御提出させていただいた比較の資料につきましては以上でございます。

杉山由祥委員

ありがとうございます。

この資料をつくるに当たって、本当にもう夜中まで担当課の方々といろいろやりとりをさせていただいて、御苦労されてつくっていただいた表なんで、しっかりとこれは皆さんに見ていただきたいなと思うのですけれども、最初に出てきたときの、いわゆるAとB、紙敷計画と千駄堀計画というものの差が、事業費とそちらがおっしゃることのベースで128億8,000万円も差があったんです。ところが、今回、きちんと土地の部分、現実に近い形で算出し直していただいて、条件をそろえさせていただいたところ、C案とD案の差が28億1,191万6,000円まで詰まったんですね。これはどういうことかという、これは当たり前な話ですけれども、どこに病院をつくろうと、大体同じような病院をつくれればコストは同じじゃないかということからお願いをしていたわけです。それで、予想どおり土地の差額だけの分が、ほとんど事業費の差になっているわけです。これは、やはり私たちはフェアな比較じゃないのだからきちんと出してくださいというのでやりました。いろいろ細かいところで議論はあると思うのですが、もう一つちょっとまだ私の中で、これはかかるお金があるんじゃないかなというのが一つありまして、土地代の話であります。

土地の代金、今回、C案では、紙敷ベースでは借金をして、いわゆる起債を起こして今の66、65街区を買い戻すということをするので、その利子の分と駐車場の分を入れたということで38億5,517万1,000円という数字になっております。一方で、D案の千駄堀案、これは、30年間の借地料、途中から農地から宅地転用するわけですから賃料が2倍に上がります。そういった計算も入れていただいた上で、さらに、例えば相続であるとか、経済状況の悪化などで買い取り要請があったときには、ある一定の数字で買っていくという前提で計算し直してもらいましたら36億1,254万4,000円という数字で、差は2億4,262万円しかありません。

さらに、このD案の千駄堀計画に関して言うと、30年借り上げをして一定の面積を買い上げていったとしても、30年後に40%ちょっとしか土地が松戸市のものになっていない。残地面積が、ここに書いていただいたが、3万5,968平米出てきます。一方では一括買い上げで38億円という形ですけれども、例えばじゃあ残りの残地面積を30年後、もしくは最終的にすべて市で買い上げた場合というのはどのような数字になるでしょうか。

病院建設事務局次長

30年後、未買収面積ということで記載させていただいておりますのが3万5,968平米でございます。これを単純に今の執行部が考えてございます買収単価を単純に掛けますと17億9,000万円程度という、計算上ではそのようにシミュレーションがなされるものと考えてございます。

杉山由祥委員

それは平米幾らで計算していますか。

病院建設事務局次長

大変申しわけないのですが、今後、用地交渉がございますので、具体的な買収単価についてはこの場での発言は控えさせていただきます。

杉山由祥委員

はい、結構です。わかりました。ありがとうございます。

今の御答弁で、最終的にすべての土地が市のものになるに当たっては、プラス大体17億9,000万円、18億円ぐらいかかりますよというお話です。これがいつの時点になるかというのは、これは今から想定するのはなかなか難しいとは思いますが、これも一つのコストじゃないかと私は考えている。

そう考えてみると、例えば、いわゆる小計値と言われる事業費というところを、合算額を今の17億9,000万円を入れてみますと、C案とD案、紙敷案と千駄堀案で差が10億円しかないという計算になります。そのほとんどはいわゆるデザインビルドにより、紙敷案では26万4,000円掛ける平米、一方のD案では24万円掛ける平米というところの差が大きいなというところだと思っておりますが、おおむね雑駁にはほとんど建築費というものは変わらないということになると思うんですが、いかがでしょうか。——答えられないのだったらいいです。

病院建設事務局審議監

紙敷計画と千駄堀計画におけるデザインビルドでの差が10億円程度あることについてはそのように理解してございます。よろしいですか。

杉山由祥委員

では、聞き方を変えます。

要するに、条件を同じくして建物を建てようと思ったら、大体同じ金額になるのは当たり前ですよ、ということですね。

病院建設事務局審議監

敷地が同様の敷地の場合は、当然そのような形になるかと思います。

杉山由祥委員

今回の場合は敷地の広さが違うわけだから、要するに最終的に取得できるかできないかという問題は置いておいても、広いか狭いかぐらいで、結局のところ建設コストというのは最終的には同じくなるのではないですかという指摘です。

病院建設事務局審議監

同様の計画がつくられるような敷地が想定できれば、当然、委員がおっしゃるとおりです。ただ、今回は紙敷という限定されている敷地なものですから、このような形に提示をしております。

杉山由祥委員

ありがとうございます。

何でこういうことを言うかという、要するに土地の問題というのは、これから先計画がどう進んでも最初に出てくるお話です。仮に、これが千駄堀に決まったとして、これから用地交渉に入ったとして、最初の意向調査ではもう買ってほしいという方もいらっしゃるわけですね。だから土地の代金というか、その想定はきちんとやるべきだというのが私の主張です。こういう計算をしていただいた上で明らかになったことは、もうどっちにも一長一短はあるけども、同じような病院をつくろうと思ったら建設コストは同じだということです。例えば、一方では土地が広い、土地が狭いという問題があったとしても、もう一方ではもう土地があるという問題もあるわけです。つまりどっちの計画も一長一短あるということが最初から想定できたにもかかわらず、何でここまで比較表が出てくるのが遅くなったのか、何でここに病院を建てるためのコストがこのぎりぎりの土壇場まで出てこなかったのかというところに疑問が行き着くわけです。それは何でこんなに遅くなったのでしょうか、市長。

先ほども言いましたけど、私たちは病院という高い買い物をする上できちんとコストを出してくださいというお話をしていただけです。

市長

これは担当のほうからあれでしたけれども、土地の問題につきましては、片一方は購入をする、片一方は賃貸をするということで、紙敷につきましては、これは地主のほうから賃貸じゃなくて売却、それから、千駄堀については、中には買ってほしいというのがありますけども、基本的には賃貸でいきたいと、こういう二つの全く違った事象をこの中で比較するという事で担当者が相当苦労したのだらうと、こんなふうに思っています。

杉山由祥委員

逆の聞き方をしますけども、今回D案で出てきたものは現実に即した数字だと思いませんか。最初に出してこられたB案というのは4年間しか借地料が入っていない。これは初期投資の比較だといえればそれまでかもしれないですけど、今回の総務財務常任委員会でも千駄堀の最終跡地の買い上げ案件で出ていますよね。毎年毎年出ている。あれは公園用地をあの当時賃貸でやっていて、それがやっぱり相続だとか経済的な困窮だとかで地権者の

方々が売りたいということが毎年毎年出てきている。私たちはそれを見て、毎年毎年それを賛成してきている。つまり、そういうことは容易に想定ができる、だからちゃんと想定してくださいというふうに私たちは申し上げてきたのです。なのに、その想定は、実は最初に執行部のほうが出されてきた、6月25日に出された資料4というところに想定されているのに比較表には落ちていた。そこに私はこの比較表に恣意的な意図が生まれてしまっているのではないかとということでフェアな比較表を求めたわけでありまして。それで今回、ある程度私たちのほうでもしっかりとそこをやりとりさせていただく中で、今回この比較表が出てきました。差は当初ほどありません。きちんとこれを皆さんに公開すべきだと思うが、いかがでしょうか。

病院建設事務局審議監

今までの特別委員会の中でも市民に情報をお伝えするときには配慮をしてくださいというのがございました。そういった意味ではこれをお伝えするときにも、ちょっとこれは細か過ぎますので、もうちょっと何か工夫した上で出すのか、こういった考え方もあるということでお出しするのかなと思っております。

中川英孝委員長

杉山委員、この資料公表につきましては委員会預かりにさせていただきます。委員の皆さん方と議論させていただきながら、その公表については議論して決定していきたいと思っておりますので。意見表明だけで。

杉山由祥委員

資料公表に関する意見をちょっと申し上げます。

今の時点で、今朝の松戸市のホームページで病院建設検討の経過というページを開くと、最後に、市民が見られる資料は構想3というものを比較しただけで、それに手書きで1割カット、2割カットとなっている資料が最後に公表されている資料です。そこから以降の資料は一切公表されていません。事ここに至ってこういうものというのは大事なことになるので、これは絶対に公表すべきと私は考えております。

中川英孝委員長

はい、わかりました。

今、構想3という話もありましたが、今、我々は構想3じゃなくて急性期医療だけ議論しているわけでありましてから、この辺も含めながらしっかり皆さん方に相談させていただいて、公表について議論していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

石川龍之委員

補正予算に入る前に、私もこの比較表はどうなっているのだろうと思っておりました。我が会派も正確な数字を出してもらいたいということは前提条件として申し上げていたわけですので、今の議論である程度数字もおおよそ見えてきましたが、市民に対する説明責任というのを執行部はどう考えているかということです。

一つは、今、伊藤委員からもあったような工期の問題、非常にこれは何か自信がなさそうに聞こえます。

それと、この千駄堀の最終的な金額は幾らなのかというのが明確になっていないで、こ

の特別損失を含める補正予算に私は入れない。これは幾らなのですか。要するに、最終的なものというのは、この千駄堀計画は幾らなのかを執行部は示してください。執行部が提案しているのですよ。執行部として千駄堀は幾らかかるか、また、この期間は何か月なのか、最終的に言ってもらわないとこれは審査に入れられないでしょう。

中川英孝委員長

きちっと過程を言って、きちっと答弁してください。なぜそんなにごたごたするの。自信持って答弁したらいいじゃないか。

病院建設事務局審議監

比較表にもお出ししました千駄堀計画の最終合計欄がかかる費用でございます。病院建設に伴う事業費といたしましては127億8,326万7,000円と計画しております。また、事業外の経費を含めると155億2,326万7,000円と計画しております。

また、工事の期間についてでございますが、先ほど建設担当審議監からお話ございましたように、基本計画の着手から51か月の中で実行させていただきたいと考えております。——ごめんなさい、基本設計から工事の竣工、それから引っ越し、開院まで51か月というふうにお答えさせていただきます。

石川龍之委員

市長か副市長に聞きます。

今の金額でおさまるということですね。このC案、D案というのは、現状に即した見直しをしたほうがいいと。今、現実には幾らかかるのでしょうかということで見直しをしていた数字で、こちらはかなり精査して出てきたものだと思いますが、今の担当の話ではB案ですね、155億2,300何がしということですけども、市長か副市長、この金額でいけるんですねということと、51か月でいけるんですねということと、提案者は執行者になりますから執行責任者として、この金額でこの期間で最終的に仕上げる体制というのをどのようにお考えか、お答えください。

副市長

まず、工期についてでございますけれども、工期につきましては、事務方のほうからも説明いたしましたとおりに51か月でいけるものと確信しています。

それから、工事費につきましては、この土地の用地費につきましてはの考え方の違いがこのように出てきているものと基本的には受け止めております。そういうことで、用地につきましてはランニングコストとして見ていって、当初4年間だけの借り上げ料ということで計上しておりますので、ランニングコストとして見る限りにおいてこういった数字でもって出てくるものと、このように受け止めております。

石川龍之委員

このC案とD案を私は今日見せていただいて、これで精査されたなど思ってきた。ちょっと止めざるを得ないというか、これは話にならないというか。

もう一つ言いますと、提案権は執行部にあるということで私どもは市長からお伺いしております。この金額で本当に提案されるのですね。

それと、これを4年3か月で仕上げるというのが執行部の責任になってくる。この現実

をやり切れる体制、これは執行部の御担当の方が大変苦労されている。この資料をつくったりいろいろなことに対して一生懸命で、徹夜もした日もあるでしょう。仕上げてこられる。でもその責任というのはどこにあるかという、市の最高責任者にある。けども、これは4年3か月かかる。その間に市長選挙もある。これは体制として、選挙の洗礼を受けない最高責任者を立てて、4年3か月でできる体制、それとこの金額150億円でできる、執行できるのですかと私は聞いている。今日この場でこの金額を出すということは、その後のこの補正予算の特別損失がどうなるかとか云々かんぬん全部かかってきますよ。正確な金額、市民に明確に説明できる金額というのが、私はこれはC案とD案でデータ比較されたものを事前に見せてもらったので、ああこれでやっと市民にも説明がつくなど思っていたんですが、今の150億円、びっくりしておるんですけど、審査に入れられないような気がしてきた。

中川英孝委員長

いや、こっちだろう。190億円だろう。

杉浦誠一委員

150億円だよ。

山口栄作委員

今、150億円と言ったけど、見方の違いですよ。

中川英孝委員長

だから、要するに、この今のB案の150億円とD案の194億円、この違いはどうですか。（「見方の違いだよ」と呼ぶ者あり）見方の違い。——ちょっと待ってください。

病院建設事務局審議監

この差の大きなものは、先ほど杉山委員からお話がありましたように土地の金額にかかる部分ですね、今後購入していく部分とかを載せてございますので、そこに差が出ているということでございます。

中川英孝委員長

要するに、この千駄堀案については、総額についてはいろいろ変動があるだろう、あるだろうけども、今我々が知り得る話の中でシミュレーションしたら190億円になりますよ、完全にこれでできますよと、こういうことでしょう。（「155億円じゃないですか」と呼ぶ者あり）いや、だからこのトータルを入れての話をしているわけですよ。

副市長

冒頭話をさせていただきましたように、用地の部分をランニングコストとして見るのか用地買い取り価格の考え方で見るのかによって違いますので、それは説明の仕方の違いだと思っています。ですから、用地を購入したという考え方に立って事業費を見るならば幾らですかということであれば、これは下に書いてありますように190億円というふうに私どもは見ています。そうじゃなくて、ランニングコストとして見るのであられるならば、当初提案したのはランニングコストという形の中で見てもらいましたので、こ

ういう形に立つならばということで私は冒頭説明させていただいたつもりでございます。

石川龍之委員

市民に対して執行部が示す金額というのが最終的に、まあ見方の違いはあれ150億何がしということで市民に説明したいということですか。

副市長

これにつきましてはもう少し検討させていただきたいと思っておりますけれども、いずれにしましても誤解のないように説明をした上で示していきたいと、そういうふうを考えております。ですから190億円で示すならば、そのような形の中で、このようなことでもって考えてこのようになりましたという説明の仕方でもって示していきたいと、このように考えております。

中川英孝委員長

この辺の問題についてはどうでしょうか。今のような話については、建設費を重点的にまず市民の皆さん方に周知していただいて、建設費はこのぐらいかかるだということからスタートして議論していかないとなかなかわかってもらうのは難しいのかなという気がするんですけど。（「市民はわからないでしょうね」と呼ぶ者あり）そうならない。

織原正幸委員

さっき病院建設事務局審議監が言われた数字はどこなのだろうと思って探していたらB案だったのでびっくりした。今回、C案とD案を出してきていただいたわけです。つまり、私たち委員がA案とB案じゃフェアじゃないよね、だから見直してよと言って出していた案が、今回のこのC案の縦の欄とD案の縦の欄だと思う。ですから、このC案とD案というのがベースを整合させて、より実態に近づいた金額じゃないかなというふうに考えている。

例えば、私が非常にこだわっていた病院のシステムの最初の5億円の初期投資、リースだから経常経費だから初期投資に含めませんと言ったのを今回は初期投資に入れていただいた。5億円入っている。初期投資にふさわしいというふうに私は思っていたし、今回、皆さん方も初期投資にふさわしいという判断をしていただいたというふうに理解していたが、そういうことが何かB案ですよと言われると、ちょっとがっかりしちゃったのですが。

それで、私が思うにこのD案というのは、これから千駄堀を建てる時に、つまり議案として上げてくる金額というふうに理解している、議会に対して議案として上げてくる金額。概算事業費としてこれぐらいかかるということで、建設費もそうです、設計費もそうです、すべて議案として上がってくる金額というふうに理解している。ですから、土地の部分も今度千駄堀でやる時、これから債務負担行為というのが入る。これからの何十年間にわたって債務負担行為が何十億円で設定させてくださいというのが、この土地の部分では議案として上がってくるじゃないですか。それがこのD案に近いのではないかな。——上がってこないの。

中川英孝委員長

上がってこない。——ちょっと待ってください。

病院事業管理局審議監

用地に関しましては、毎年度賃借料を計上させていただきます。それと、千駄堀の処分場と同じように売買が発生した場合には、その都度その年度の予算を計上させていただく予定でございます。

織原正幸委員

では、債務負担行為というのは千駄堀をやるときには全然上がってこないのですか。（「上がっていないでしょう」と呼ぶ者あり）じゃあ、ちょっとそれは私の理解が足りなかったのかもしれないです。

中川英孝委員長

ちょっと待ってください。債務負担行為に上がらないでしょう。確認。

経営改革課長

今回の病院会計の補正予算で、債務負担行為ということで、建設用地の確保事業ということで債務負担行為の御提案をさせていただいております。この案件につきましては、平成24年度から26年度までの設定期間でございます。千駄堀の病院を建設するための用地を確保する必要がありますので、仮契約ということさせていただきたいというふうに考えております。そのため当初3年間債務負担行為の設定をさせていただくものでございます。その後は、毎年の用地の借り上げ料ということでランニングコストのほうに入っていくものと現在のところ考えております。

織原正幸委員

わかりました。では、私の理解が足りなかったのでしょうか。

いずれにしても、さっき言った155億円というのは、話がもとに戻って、市民に対して大変誤解を与える数字ですねと私たちが指摘した数字を、また今回これが正しいんですよと言われた気がする。私だけなのかな、思っているのは。何かそんな気がするのですが、だから市民に対して説明するときもこのB案で説明するということになるのか。

病院建設事務局次長

基本的には、前回もお示しさせていただいているのですが、その不足分については備考欄等に入れて、具体的な将来の負担とかという部分を入れさせていただきたいと思っております。また、今、委員の質問にあるように、結局用地についても副市長からの説明もありましたとおりランニングコストということですので、逆に今収支計画をお示しさせていただいておりますが、いわばイニシャルコストの分とランニングコストの分ということであれば、この120億円プラス収支計画を同じように市民の方にも提示させていただければ、そのランニングコストの部分が見えてくるのではないかと考えてございます。

織原正幸委員

では、病院は幾らで建つんですかとさっき石川委員が質疑しましたけど、150億円で建つということなんですか。だって、そこから土地をどんどん借りていったり土地を買わなかったら病院は建たないじゃないですか。それが155億円で建ちますと。何かおかしい気がする。

副市長

先ほどから錯綜しちゃっていて申しわけないのですが、いずれにしましても一番肝心なことは、市民の皆さんに誤解されないような提示の仕方が望ましいということが当然ありますので、その辺のところに留意してやっていきたいと思えます。

織原正幸委員

ですから、誤解されないように表示してもらいたい。

石川龍之委員

さっき途中で終わっていたのでまた質疑するが、要はこのA案、B案の比較とC案、D案の比較表を全部載せてください。でないとわからない。要するに、4年間でかかる費用とランニング費用で、建て替えも同じ場所でやろうとしているのですから、30年間のコストを見せるのが当然のことだと認識している。4年間の初期費用だけで、市民に4年間だけの費用を見せること自体がアンフェアで、じゃあそれだったら紙敷は4年間ではなくてこれは30年間持つ費用ですよ。でしょう。だったらそういう比較をするのがおかしいという論理になる。初期費用で全部終わるような見方をさせちゃだめだよ。ランニングコストがかかる費用がA案とB案で、最終的にかかる費用がC案とD案という説明をしないとだめということですよ。

おっしゃることはわかったけども、初期費用だけで市民に示すと誤解を与えるということです。だから、ランニングコスト含めて30年間のコストはこれだということをして、残存の土地も17億9,000万円はあるというのを示さないだめだということです。それがフェアである。だから、初期で建つというのは確かに初期で建つよね。ランニングコストでなだらかに分割して払うようなクレジットローンみたいな形で。でも、実際30年間かかって病院は存続するのだから、そのために広いところを決めようとしているんだから、こういうきちんとした数字を精査してくださったら、これもきちんと出しなさい。当然ですよ。そういうことを言いたいならそういうことを説明しなきゃいけないし、これは30年間持つわけですよ。これは155億円で5年目にはまた金がかかるわけですけど、5年目にはこの紙敷は金はかかりませんよと書かないといけない。それだったら。そうでしょう。だから……。

中川英孝委員長

わかりました。石川委員、ちょっとよろしいですか。

比較設計のところの話がちょっと混合しちゃって、なかなか議論が進まないような気がする。それはどういうことかと申し上げますと、例えば、この建設費にしても、これは起債でやるわけですよ。そうすると、起債でやるその起債費に対する利息、これはどうするのでしょうか。少なくとも比較設計のベースと実質かかるベースというのは当然ステップが違う話だと思う。つまり、建設初期の比較設計でいえば、今言ったように賃貸でいけば賃貸料しか出せない、買収でいけば買収費用が出てくる、その差が出てくる。これが初期投資の、松戸市があと5年、10年後には財政的にちょっと楽になるから、そういう初期投資を少ない形で見込んでいこうかというのが、ふれあい22なんかもそうだと思うのですが、初期投資を少なくして、地主から用地を借りて、そして建物を建てていただいて、あれを借りていると、こういうようなこともありました。少なくとも比較設計のときに、全事業費を、40年かかってでも何でもいから全部返す前提条件の中で全事業を

全部出して比較するのか、初期の段階で比較するのか、あるいは10年後、30年後で比較するのか、この辺によっても相当違いが出てくると思うものですから、この辺を比較設計の一つの議論のベースをしっかりと一回申し合わせしなければなかなかできないのかなと、ちょっと石川委員の話を聞いていてそう思いました。

石川龍之委員

委員長、ありがとうございます。

そうだと思いますけども、市民にA案、B案だけを示すと市民に絶対誤解を与えるということはわかっていただけますよね。では、ランニングコストを踏まえたC案とD案を出すというのが、実際30年間かかる費用がこうだなという形でフェアだということを言っているわけですよ。だから、公にきちんとしてくださいということを言っている。要するに、わかりやすい形で初期費用はこうです、30年間かかるのはこうですという形でここまで精査していただいたのなら、これをそのまま市民に見せていく形でないとちょっとおかしいんじゃないかなと思いました。

それと、最後に聞いていることがまだ出ていないのですが、この期間、51か月とこのかかる費用、4年間で150億円、30年間では194億何がしかかるということですよ。そうなのでしょう。これは執行部が提案したのですから、そうなんです。（「そうですね」と呼ぶ者あり）要するに、執行責任という形でこれを実際にやり遂げるどういう体制をお持ちなのかということを知りたい。

中川英孝委員長

副市長、答弁してください。責任持ってやるということをしちつと……。

石川龍之委員

これは、きちんと4年3か月張りつけてできるというところをだれがやるのですか。結構職員の方がこういう説明に来られると非常に何か不安な顔をされているし、だれが責任をとれるのかと言ったらみんな後ろを向く、こうやって。後ろにはだれもいないです。だから、だれが責任をとるのですか。この一定の金額内でおさめることと、この期間内でおさめることというのは執行部が提案されてきていることでしょうか。だれが責任持って最後まで決着をつけるのですかというのを聞いている。そんな自信がないものを提案されているのですかということ逆を言うと聞いている。それが我々議会として、これだったらやれるなというのを推せるかどうかなんですよ。同じ共同責任を持てるかどうかなんですよ。これは本当にできるのですか。51か月と、それとこの金額でできるのですか。だれに責任があって、執行体制を決めるのですか。私は個人的には織原副市長に、選挙の洗礼を受けないのだから、最高責任者として陣頭指揮をとってもらいたいと思っているんですけど。市長が当選したら市長だよ、また2年後。

中川英孝委員長

では、織原副市長、陣頭指揮をとる立場でひとつ答弁してください。

副市長

私から答弁させていただきますけれども、基本的には組織のリーダーが責任をとることだと思っています。ただ、これを執行していく上では、機関決定をした事業内容でござい

ますので、組織を挙げて対応していきたいと、そのように考えております。

石川龍之委員

そうした最高責任者を置いてやりますか、これは。執行の。

副市長

もちろんそういう体制でもって挑まなければということです。

石川龍之委員

はい、わかりました。その心意気を聞いたのです。

中川英孝委員長

私のほうからじゃあもう一回復唱させていただきますと、今、皆さんからいろいろ言われましたけども、この比較検討案についてもう一回ちょっと復唱させていただきますよ。

千駄堀案のD案、これで基本的にいきましょと、こういうことですね。そして、用地費については、今話をしたという36億1,000万円、この前提条件は10年後5%、15年後5%、要するに買収する、それまでは借地でいくと、そういうことですね。そういうスタンスでいったときに36億1,254万円になるけども、17億9,000万円の未買収費が出てきますねと。ただ、5%、5%、10%に買収してくれという話があるかどうかはわからない、21世紀の森と広場もそうでしょうから。そういうことだと思います。これはあくまでも推定で言った数値だということですね。（「そうです」と呼ぶ者あり）これが36億1,200万円。だからランニングコストとしていけば初期は全くそういう意味でいえば借地料だけしかかからないと。だから何が起こるかわからないから、そのわからないことをしっかりと計上して議論すべきだという皆さん方の意見でないのかなと、こう思いました。

もう一つ、次、建設費については、117億円、こういうことでよろしいわけですね。設計委託費、これは1本入ったところかな。設計監理委託が4億5,500万円……（「変わっていない、これは」と呼ぶ者あり）変わっていない。諸経費2億6,000万円、これも変わっていません。埋蔵文化財調査も変わっていません、1億2,000万円。そしてその他として25億8,500万円……（「機材費がちゃんと事業費の中に入っていますね」と呼ぶ者あり）そうですね。先ほど織原委員が言った5億円も入っているということですね、25億円。そして、その他関連経費6億5,000万円、トータル194億円、こういう数値で基本的にはできるということで判断してよろしいわけですね。いいですか。風間審議監、ちょっと答えてくれますか。

病院建設事務局審議監

まず、D案のほうは参考でつくったという意味合いが強いかなとは私は思っているんですが、今意見にございました備品購入費、初期投資の設備整備費ですね、それと、病院事業の情報システム、これについては事業内経費で執行するという事になってしまいうんですけども。すみません、そこの経理上のお話がちょっと私ほううまく答えられないんですけども。

中川英孝委員長

経理上の話は結構です。いいとしても、この病院事業の中でかかわってくる金額として出てくるということは認知するわけですね。

病院建設事務局審議監

これは病院建設に伴う内か外かという意見はありますけども、かかる費用です。

中川英孝委員長

では、基本的にこの約190億円でいくという話でよろしいですね。

それからもう一点、この工程表につきまして、病院建設事務局審議監のほうからお役所言葉で返ってきた言葉が、もしかしたらという話をされるわけですがけれども、自信を持って我々のほうに提示されました概略工程表、これでいきますと、先ほど言ったB案の方式からいくと36か月、この日程については十分できるということで提案しているわけでしょう。もっと自信を持って発言してくださいよ。

病院建設事務局審議監

この期間で提案を求めて、事業を執行していきます。（「できるんだろう」と呼ぶ者あり）はい。

中川英孝委員長

わかりました。

石川龍之委員

力強い答弁ありがとうございました。それとともに責任があるということも、もう執行部は本当に腹を据えて提案してもらいたいと思います。

それと一つ、この概略工程を見ていて気にかかるのがある。要は、埋蔵文化財の件、それと農地転用の許可、これは本当に大丈夫かということを確認しておきます。

それと、これがだめだとか許可がおりなかった場合、どれぐらいの時点で、およそですけど損失はかなり出ると思うが、これは予算を審査する前の話で一応聞いておきたいと思います。埋蔵文化財の件、農地転用などの開発許可ですね、これは県の許可が本当におりるのか。それと、埋蔵文化財、これは本当に本調査に入ってもこの期間で工事を狭めること、36か月の邪魔にならないのか。今までの議論の中では埋蔵文化財の調査、本調査に入ろうと、その工事期間の中で吸収してしまうので、別に期間をとる必要はないという御答弁だったと思います。それが本当に大丈夫なのか。そして、県の認可が本当に農地転用、調整区域であるが故に私は心配しているが、市街化区域で土地を取得しているにもかかわらず農地転用するというのが県で許可がとれるのか。これは再度ここで確認させてください。答弁を求めます。

中川英孝委員長

埋蔵文化財と農転関係の質疑。

病院建設事務局次長

現段階で農転につきましては、県あるいは国と協議をさせていただいています。現在の

感触としては、今のスケジュールで大丈夫だと考えてございます。

中川英孝委員長

埋蔵文化財について。

病院建設事務局次長

埋蔵文化財につきましても、先に基本的に工事、あるいは基本設計、実施設計の期間内でやるということで大丈夫だと考えています。

石川龍之委員

その確認を今改めてしたわけですね。これもこの答弁というのは責任が生じますので、期間を延ばさないということを今確認したわけですね。それぞれのことに関して、もう一度市長か副市長、これで本当にやれるのですね、ちょっと確認したい。この工程とこの金額でゴーをこちらに出すのですね。その後この補正予算の審査に私は入りたい。

副市長

文化財の調査につきましても、基本的には設計の調整の中でやらせてもらうということで、若干当初遅れてもその中でやりくりできるということで検証しておりますので、それでできると確信を持っています。

それから、工事につきましても、何回も繰り返しになりますけれども、できるだけ安くという観点に立って一生懸命積み上げてきた成果でございますので、それでできるものと確信を持っています。

石川龍之委員

市長はどうですか。

市長

今お話があったように、文化財につきましては設計と並行的にやって、その工期内にやるという今の検討の状況ですし、それから、工期につきましてもいろいろヒアリングしたりした結果、担当部門としてやれるというふうに確信を持っているというふうに理解しています。そういう意味では執行部としてはこの計画どおりやろうということで全力を挙げてやりたいと、こんなふうに思っています。

石川龍之委員

ありがとうございました。

原裕二委員

ちょっと確認したいのですが、今比較の話をやっていますが、これはこの話し合いとは別に委員会で協議をするということですかね、内容について。後で。

中川英孝委員長

議案審査の中で関連として今この比較検討についての議論がなければ、この議案審査に入れない、補正予算の審査に入れないという思いがあるものだから、あえて議題としての

せられませんでしたが、発言を許している現状です。

原裕二委員

なるほど、わかりました。

先ほどのお話を聞いていますと、これをそのまま市民の方に発表したほうがいいだろうという御意見もありましたので、じゃああえてこの用地費に関して言うと、もっと正確にお伝えしたほうがいいのではないかという思いから、少し細かいところを伺います。

まず、このC案の紙敷計画ですけども、もとになるベースの金額が27億5,000万円程度というふうに書いてありますが、これは平成22年の2月、収支見直し案というその時点での単価だと思います。もし仮に紙敷計画をこれから進めようとする、当然その間の今現在までに3年弱来ておりますので、それまでの年間4,500万円ぐらいの利息が発生しているかと思うんですけども、そうすると1億何千万円か変わってくるわけですが、この金額はまずこの支払い利息額の中には入っていますか。

中川英孝委員長

言わんとする思いはよくわかるのですが、どうでしょうか、これは委員間の議論として、先ほども申し上げたように、市民に対する公表の問題で議論する機会を持ちたいと思いますので、その席でひとつ議論していただくようにしていただいて、なるべくこの議案審査の中での議論としていただくように、少し矛先をおさめていただくわけにはいきませんか。

原裕二委員

つまり細かいところはしないということですね。

中川英孝委員長

どうしても聞きたいところは最低限聞いて結構ですけども、時間の関係上も含めて、委員間の議論の中でしっかりその辺についてはもう一度時間を持たせてもらいますので。

原裕二委員

では、最後にこれに関しては一言だけ。

紙敷計画と千駄堀計画のベースを合わせて議論するというのは、大変当たり前のことですがやらなきゃいけないことだと思いますので、いずれにしろそのシミュレーションという形になりますので、私としてはA案とB案、紙敷と千駄堀をきちっと比較するのであれば、そのB案を借り上げではなくて、もしも買った場合の金額ですね、これをシミュレーションの中に、あくまでもシミュレーションですけども、一般的な調整区域の単価で計算して、6万平米で計算したとき、もし買い上げたとしたら利息を含めて幾らなのかというほうが紙敷案とベースが合ってくるのかなという思いです。

それから、D案の千駄堀計画に用地費を載せるのであれば、D案のベースに合わせれば、多分逆に言うと収支がよくなる部分があるかと思うのですね。リース計上しているものがリース計上しなくて済むわけですから、併せてもし公表するのであれば、収支のほうもそれに合わせた公表をしていただけたらなと思います。

これでこれは終わります。

では、案のほうの審査に入らせていただきます。

まず、議案第26号土木費についてですが、この道路が、特に暫定運動広場ですか、あちらのほうに抜けていく道ですね。これが改めてどうして必要なのかというのをいま一度教えていただきたいと思います。

それから、これは第26号と第27号両方にかかわる債務負担行為のところですけども、確認したいのですが、一応今回事業目的をまちづくり用地ということにするという議案になっていると思うが、このまちづくり用地ということは、紙敷のほうは売却という選択肢は考えていないと今の時点で思われるのかどうか、まずそれを教えてください。それは旧66、65街区両方なのかどうかも併せて教えていただけたらというふうに思います。

病院建設事務局次長

道路について御質疑でございます。

基本的には当該事業用地には赤道という公図上残っている道、あるいは現状としても残っている細い道がございます。これらの代替としてつけかえ道路としてこの道は当然必要ということで計画には入っております。現在、道が最終的には下に接続していますので、その接続している道路の代替の道路として設定するという事です。あと、病院用地ができますので防災の観点から、当然一方向だけではなくて、もう片方のほうも逃げ道というのですかね、逆に病院に来る、あるいは病院から出ていく、そういう意味も含めてこの道路のつけかえは必要であると考えてございます。

政策調整課長

旧66、65街区の今後の活用の関係でございますけれども、建設用地が今回、仮に千駄堀という一定の方向がもし出ましたならば、地域の活性化につながるような土地利用により、地域の要望や議会との協議等を踏まえて、その有効活用というのは今後検討してまいりたいというふうに、早急に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

原裕二委員

では、売却という選択肢は一切考えていないと、そういうことですかね。

政策調整課長

今の段階で選択肢を固定するとか決定するとかということではなくて、あらゆる選択肢の中で有効活用を図りたいというふうに考えております。（「売却するかもしれないのですね」と呼ぶ者あり）選択肢の一つには含まれると考えております。

原裕二委員

ありがとうございました。

杉浦誠一委員

C案とD案が出たことによって、今年の6月に出された執行部の提案の内容が私はちょっとわからなくなりましたので、まず、その確認をさせていただきたいと思います。

平成24年6月の提案では、病院事業債は収支計画が予定表も含めると、私の資料では102億6,900万円が病院事業にかかわる新築工事費本体・外構費、実施設計費、監理委託費、これが財源内訳になっております。しかし、今の答弁の中からいくと、事業外経費としていた20億8,500万円、それから病院システム、リースとしていた5億

円、これも当初の病院事業に組み込んでくるという発言でありました。そうしますと、この6月に出された収支計画表、これは変更せざるを得なくなるのか。まず、基本的な話ですけれども、今までの問題を整理してお答えいただきたいと思います。

病院建設事務局専門監

今回C、D案でお示しした用地費あるいはシステムの開発費につきましては、収支計画上はあくまでも30年間の収支計画上でございますので、用地費につきましては既に5%、10%の買い上げは見込んで収支計画はつくらせていただいております。

また、システムにつきましては、今までどおり収支の中では経費として見込ませていただきたいと思っております。

杉浦誠一委員

いや、この20億8,500万円というところは機材整備費でしょう。私は用地のことはまだこれからですよ、用地の問題にとりかかるのは。機材整備費として20億円を当初予算の、そうするとこれは病院事業債に組み込まれてくるでしょうという話をしている、5億円もリースではなくて。収支予定表は変わってくるでしょうということを言っているわけです。

病院建設事務局専門監

医療機械に関しましては、事業外経費ですけれども企業債を見込んで収支のほうは見込ませていただいておりますので、変更はございません。

杉浦誠一委員

そうすると、リース料の5億円だけですか。システム事業費の5億円はリースから今度当市の病院事業債の該当ということになるのかしら。

病院建設事務局専門監

そうですね、そういうことになるかと思えます。

杉浦誠一委員

いや、リースでいくのではなくて、これは当初予算から入れるのでしょうか。今急にそういう話になってきている。

病院建設事務局審議監

これはあくまで比較表の話でございまして、比較表の中では建設事業費に含みます。ただ、実際の収支というか、実際の予算計上はシステムに関しましてはリースで対応させていただきたいというふうに考えてございますので、現実の収支上は通常の経費、リース、賃借料の中で計上させていただきたいというふうに考えてございます。

杉浦誠一委員

わかりました。そうすると、6月の時点と変わっていないということでの表ですね。

それから、次に移りますが、用地費ですけれども、用地の買い上げに関しては5年ごとに買い上げていくということで、この企業債の推移を見ていると、5年ごとに推移の額が

大きくなるので、これが企業債の土地の買い上げ費用というふうになっているのですが、この病院事業債は、議会での病院事業の中でのものと思いますが、議会の議決というのはこの病院事業債の場合は土地の買い上げに関してはどういうふうに対処されてくるんでしょうか。

経営改革課長

用地を買い上げるということになった場合でございますが、病院会計の資本的支出のところでは予算を計上させていただくようになります。同様にその財源につきまして企業債を充てるというふうな形になった場合には、当然、資本的収入の予算の中で企業債ということで議会のほうに予算案として御提案すると、そういう形になろうかと思っております。

杉浦誠一委員

確認しますけれども、病院の土地を買う場合は議会にかかってその都度審議をするということに理解していいですね。

経営改革課長

そのようになるかと考えております。

杉浦誠一委員

それから、借地契約の内容ですけれども、この内容については今どんなふうを考えて進めていこうとしているのか、お話しいただきたいと思っております。

病院建設事務局次長

借地につきましては、最初に不動産鑑定をさせていただきまして、その後交渉に入っていきたいと考えてございます。概ね期間は6か月程度で想定してございます。ただ、今まで各委員から必要最小限に抑えなければいけないというお話もございまして、それらの要望等を踏まえまして用地交渉については当たってまいりたいと考えてございます。

また、交渉の途中経過につきましては、この委員会等で機会をとらえて進捗状況等を説明させていただきたいと考えてございます。

杉浦誠一委員

ごもっともなお話ですけれども、私が聞きたいのは借地契約の内容なんです。借ります、買い取りの場合はこういう場合は買い取りますとかと具体的にそういうふうなことをうたっていくのかということを知りたい。

病院建設事務局次長

多分、最終処分場等と同じような形式になろうかと思うのですが、どうしても地権者の方が売らなければ困難な場合、例えば相続等発生ですね、あるいは生活困窮、その場合については買収に応じるというような基本的な考えでやっていきたいと考えてございます。

杉浦誠一委員

具体的に後ほど原案が固まったら、委員長、委員会に資料提出をお願いしたいと思います。まだいいです。

次に移ります。

債務負担行為の変更でございますが、紙敷の契約変更の考え方ですけれども、まちづくり資産という用地ということなんですが、財産でいくと普通財産と行政財産、行政財産のうちに公共用財産と公用財産とあって、今度のこういう名目というのは初めて私も耳にするものですけれども、これはどこのところに該当してくるのですか。

財政課長

行政財産に該当いたします。行政財産の公用財産です。

杉浦誠一委員

行政財産の公共用財産、公用財産ではなくて。一般市民も利用も可という公共用財産ですか。（「公用財産です」と呼ぶ者あり）公用財産、市が独自に使うという名目の行政財産。

財政課長

今現在、市から依頼して土地開発公社が取得しておりますので、土地開発公社の取得は公有地の拡大の推進に関する法律に基づく取得でございますので、あくまでも行政財産で、杉浦委員がおっしゃる現段階は公用財産と考えております。

杉浦誠一委員

それと、紙敷の契約事項のことですけれども、この場合、病院事業用地として区画整理組合と契約をされていると思いますが、この債務負担行為で行政財産と目的変更したので、その辺に対しての当局の考え方はどうなっていると思っておりますか。

政策調整課長

ただいまの御質疑、現在、開発公社と病院が結んでいる契約の事務的な部分のことですよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）そこにつきましては、今後、書類上の手続として関係課で協議の上、何らかの形でその契約の変更等の手続は必要になるというふうを考えております。

杉浦誠一委員

わかりました。それはちゃんとしていただいておりますので。

それから、特別損失について伺います。

今回、紙敷の設計費用として特別損失を約2億3,000万円出されました。市長が就任以来、市長が諮問した答申が約2,700万円であります。65、66街区の利息分が3か年として約1億2,000万円、合計で約4億円が、特別損失として計上されているのは2億3,000万円ですけれども、私がざっと見積もっただけで4億円近くが、隠れたものが出てきているのがあるのではないかというふうに思います。ここに補正予算提出に当たり、市長としてこの費用をどういうふうにとらえておられるか、お伺いします。

市長

この病院建設の問題はもう十数年来議論されてきた、市としては大変重要な課題であります。その時々、議会も執行部も真摯に検討してきたものと、こんなふうに思っております。

す。私もこの問題について将来に禍根を残さないように、例えば事業部制だとかいろんな問題で禍根を残さないというスタンスで臨んできております。そういった過程で費やした時間や費用というものが無駄でなかったと言えるような状況を今後ともつくっていききたいと、このように思っております。

杉浦誠一委員

そうすると、このお金は多額であるけれども必要経費だったということですか。

市長

こういう費用も含めて、今の案が我々としては、執行部としては一番いい案と、このように考えております。

財政課長

先ほどの財産区分の発言について訂正させていただきます。

行政財産で、公共財産と申し上げましたけれども、公有財産でございます。

失礼しました。もう一度正しく言い直します。行政財産の公共用財産でございます。

杉山由祥委員

今の杉浦委員の質疑の中の、本会議の答弁と矛盾しているところがないかなと思って、ちょっと確認だけさせていただきたい。本会議の議案質疑で中田議員が、66及び65街区の債務負担行為を維持していくことに関する費用は、病院事業会計の特別損失に該当しないですかという質疑をされたときに、財務本部長が用地買収から一般会計に移す間は損失として計算したいという答弁をされたと僕は記憶していますが、それと何かさっきの4億円、これは特別損失じゃないですかと言った中で答弁した市長の答弁とちょっと矛盾する部分があると思うが、その辺の整合性はどうなっているのか。

財務本部長

私から特別損失に関しまして答弁をさせていただきました。答弁の内容といたしまして、病院の債務負担行為の中で、短期の持ち分ということで利息がかかっておりません、特別損失には当たりませんという形でございます。これが債務負担行為の移行がありまして、市のほうとしても長期ということ想定してまいりますと、当然その利子につきましては、その状況によりましてやっぱり負担をしていくのが市の責任であるというふうには思っております。ですから、過去の費用または将来の費用という流れがございますけれども、過去についてはそれはございませんですが、今後についてはそういうことが生じてくる可能性がございますという形の答弁をさせていただきます。

【質疑終結】

【討 論】

中川英孝委員長

引き続き、討論を行います。討論につきましても第何号の議案についてか発言をしていただきたいと思います。

織原正幸委員

両方一遍ですか。

中川英孝委員長

いや、別々でお願いします。

織原正幸委員

別々で。——わかりました。

さっきいただいた御説明で、私は非常に納得がいなくて、それは今後……（「議論しましょう」と呼ぶ者あり）はい。

ですから、何が言いたいかということ、市民に誤解を与えるという数字ですというふうには私はいまだに思っています。現時点で思っています。私たちの意見集約の中で、今後市民に誤解を与えないようにお願いしますねということをお願いをさせていただいて、それで執行部もそうしていきますという病院事務局の方々の御説明がありました。ですから、私はその言葉を信じていた。今日、比較表を午前中に持ってきました。それでこういう数字になりましたということで説明を受けました。だけど、私が感じていた内容と今日、皆さんがこの委員会の中で説明してきた内容というのは180度違うというふうには私は考えています。こんな資料だったら市民に誤解を与えます。余計誤解を与えます。だから私は本当に落胆しています。今、正直言って。だって、このまま155億円ということで市民に説明するんだったら、じゃあ何のために今日まで私たちはこの資料の提出を待っていたんでしょうか。非常に私はそういう面では納得いかない。

今後、先ほど委員長がこれから委員会の中で議論していきましようということでありますので、もう私はその言葉を本当に信じて、この委員会の中でしっかりと議論をしていって、執行部はどう考えているかももう知りません。議会としてはこういうふうを考えています。将来、土地の部分は数十億円かかる、私たちの子供と孫に数十億円負担をかけるということをしつかりと自分たちの子供に、孫に説明していかないと、こんな資料で病院が建つのですということを私は言うわけにはいきません。ですから、執行部がどう考えていようと私たち議会がしっかりとそのことは、委員会として自分たちの説明責任として、市民に対して公表していく必要があると思っています。ですから執行部の数字はもう一切私は触れません。

それで、今回の議案ですけども、両方とも賛成をさせていただきます。

というのも、私たち党派はこれまで一貫して、ともかく市民の命を守る、そのためには病院を存続させる、一日も早く建てるということで一貫してやってまいりました。詳しくは10月1日の最終日に述べたいというふうに思いますが、本来私たち委員会としては移転建て替えを決議して進めてきました。しかし、450床で建てれば64億円で2年半で建つと言って市長が訴えて、その市長が当選されて、しかしながらそれ以後混乱してきたというふうに思っています。

その後、さまざまなことがあって、最終的に千駄堀ということで提案をされて、それで私たち議会としては11項目の解決すべき課題というのを投げかけて、それに対してのさまざまな議論を重ねてきて、この前の私たちの意見集約の中で申し上げたとおり一定の前進があったからということで、次のステップに移っても構わない、了承しますということで意見表明をさせていただいて、それで今日、こういう形で補正予算が上がってきて、最終的な決断をすることになったわけです。

私たちは、紙敷に附帯決議をつけたにせよ何にせよ、紙敷を取得することを私たち議会として承認をしました。その責任は重い。本当に重い。それを今日のこの議案二つ賛成することによって、紙敷はもう病院の建設用地から外れてしまうことになる。もう私たちの今までやってきた行動、判断というものを本当に問われても仕方ないというふうに考えています。しかしながら、これ以上先延ばしすることというのは、病院が下手するとなくなってしまうという、そのようなことも危惧します。ですから、これ以上の先延ばしは許されないということで賛成をさせていただきますけども、しかしながら、解決すべき課題というのは、これからもっと山積みされます。正直、私たち議会と執行部が本当に一致団結しないと解決していかない問題というのはこれからもう幾らでも出てくると思う。私も前から言っているとおり、大事なものは本当にやっぱり信頼関係ですよ。

そういう中で、ちょっと冒頭申し上げたとおり、市民に誤解を与える数字というのは、もう本当にこれはあってはならないというふうに思いますので、このあたりだけはしっかりと御認識いただいて、今後取り組んでいただければというふうに思います。ですので、今後とも一日も早い開院に向けて、我が会派としても全力で取り組んでいきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。詳しくは10月1日の本会議で申し上げます。

以上、賛成討論です。

杉山由祥委員

議案第26号、第27号、賛成します。

その理由は、私たちが紙敷のあの土地の購入を認めたときの気持ちと一緒に、一日も早く急性期の病院を松戸市立病院として建てなければいけない、ただこれだけあります。そして、その買い物をする上での条件として、このD案と申しましょうか、比較検討表をしっかりと出していただいて、これが松戸市民が負担する金額だというふうにきちんと示していただいたものと信じて、賛成をするものであります。

ただし、私たちは、市長、執行部が提案してきた構想3というものを認めたものではないし、この千駄堀に急性期病院をつくるからといって構想3の一部を認めたものとは全く思っておりませんし、この議論の中で私はそれが皆さんの共通の理解だと思っております。そういった中で、これから先、東松戸病院については議論を尽くす中でしっかりと地元の意見を反映して、まずは急性期病院の緒につくべきと大所から判断をさせていただきたいと思ひます。

一言また申し上げさせていただければ、この病院建設の議論で本郷谷市長と私たちの信頼関係は著しく傷つきました。選挙で現地建て替えができますと当選をして、その後、委員会に否定をされ、またさらに時間を費やしたあげく構想8案を提案し、さらにその構想8案というのは、勝手に東松戸病院の話を持ち込み、この1年間議論をしてまいりました。さらに、私たちがその比較表というものを出せと言ったにもかかわらず、今月に入ってもその議論のやりとりがあり、そしてここまで遅れたということは、私は本郷谷市長の大きな責任であると、市民の税金の無駄、また、無用な時間を費やしたこの責任は重大であると、この部分は強く指摘をさせていただくものであります。

しかしながら、大所高所に立った判断からは、やはりこの急性期病院の建設は一日も早く進めていただきたい。これ以上の遅れは許されないと冒頭に市長は言われましたが、逆にこちらがそれをあなた方に申し上げて、議案には賛成をいたします。

山口栄作委員

両議案につきましてですけれども、一日も早く新市立病院をつくるという立場から賛成をしたいと思っております。

ただ、一点、要望ということで言わせていただきますと、今日、午前中に比較表をいただきまして、この委員会でもいろいろと議論がされました。私は正直、聞いている中で、自分の中でイメージがあったので、それをちょっと伝えたいというふうに思っています。

この比較表と全く同じようなことではないので、若干差異はありますけれども、私のイメージとしてとらえたことをお話ししたいと思っておりますが、要は、そもそも出たA案、B案につきましては、私は車でイメージしました。性能が同じようなAという車、あるいはBという車があって、Aは現金で買おうと。Bはちょっと頭金を入れて、ローンを組んで買おうかなという、そんなような状態だったのかなというふうに思っている。当然これを買うに当たってどちらにしようかということで、家の大蔵省である奥さんに相談するに当たっては、もちろんキャッシュで買うAに関してはそのまま丸々の金額を言いますし、また、ローンを組むということに関しましては、とりあえず頭金の金額だけを何とか出してくれということをお願いするわけで、それがまさしくここでいうところの初期投資を議案としてかけるときの金額だろうというふうに思っている。ただ、そうはいっても、頭金で買った車というのは、その後ずっとローンを支払わなくちゃいけないわけですね。それを、あたかも頭金でその車を買ったというふうに周りに吹聴されたらそれは困る。あくまでも買ったのは最終的にローンを支払った金額ですから、それは冒頭、杉山委員が確認したとおりですけれども、同じような性能であればそんなに金額というのは実は変わらないのであって、だからそこを十分踏まえていただいて、初期投資の額が、要するに頭金と全てキャッシュで買った金額が違うから、ほら見ろこんなに安く買ったじゃないかと言われたらやっぱり困るのですね。そこら辺が私は今日、比較表を聞いていたイメージとしてあります。

どうか、これは市民の生命と安全を守るための本当に大事な施設でございますので、軽薄に吹聴しないで、しっかりと軸足を置いた議論が今後もできますことを願ひまして、この両議案に関しましては賛成とさせていただきますというふうに思っております。

中川英孝委員長

杉山委員、先ほどは両議案の討論でよろしいですね。（「はい。」との声あり）ほかに。

原裕二委員

議案第26号、第27号、両方とも賛成をさせていただきたいと思っております。

まず、第26号のほうは、先ほど道路の必要性についてお伺いして、それで私のほうは了解をさせていただきました。

それから、第27号につきましては、せんだっての会派の意見集約の中でも、私たちの会派市民力としては、千駄堀のほうに賛成していきたいというのを述べましたので、当然基本設計も進めるべきだという立場です。

それと、両議案にまたがりますその債務負担行為について、こちらにつきましては一つ要望ですが、年間多分4,000万円ぐらいの利息と、それから草刈り代150万円とかそのぐらい年間かかっていると思っております。そうすると1日当たり十数万円の市民の税金が使われていることとなりますので、ぜひ早急に何らかの方向性を、このままにしないで方向性を示していただきたいなというふうに要望させていただきます。しかし、その中でな

るべく地元住民の方の意見も併せて聞いてやっていっていただけたらなというふうに思います。

先ほど共通認識のところの話があって、私としては今回、構想3の中の千駄堀の基本設計とかを賛成したという立場でいるつもりでございます。

賛成討論とさせていただきます。

関根ジロー委員

議案第26号、第27号ともに賛成をさせていただきます。一日も早い病院の開院に向けて賛成をしたいと思います。

それからあと、比較検討表の中で、D案のところ議論がありましたけれども、こちらについては初期費用とランニングコストの問題だと思っています。このD案の中で、例えば、先ほど原委員からもありましたけれども、病院システムの開発5億円をこちらのD案に計上することによって、要するにランニングコストがよりよくなるということだと私は理解していますので、もしこのD案ということで話をしていくのであれば、収支についてもちゃんとしたものを再試算していただきたいと要望させていただきます。

伊藤余一郎委員

議案第26号、一般会計の補正予算（第4回）、第27号、市立病院事業の補正予算（第2回）に対して賛成いたします。

これらの補正予算が成立することによって、本格的に千駄堀地区での新病院の建設を可能とすることになるからです。私は一日も早い建設を願う立場から、本補正予算が可決されることを強く求めるものです。

さて、我が党の病院建設の基本的立場はこれまでも触れてきました。市立病院は市直営で運営し民営化は行わないこと。2点目として、病床数は600床規模とすること。3点目として、小児・周産期医療、こうしたもののより一層の充実を図ること。4点目として、東松戸病院は梨香苑を含めて存続して、そして充実させること。さらに、今、看護師配置は10対1となっておりますが、ぜひとも7対1の看護師配置に、そしてかつ医師、看護師の確保に全力を尽くすべきだと強く主張するものです。

さて、市長は本会議で、急性期病院の現地建て替えについては、結果としてマニフェストどおりに実現することができなかったことについて陳謝する発言がありました。市民の皆様や議会関係者の皆様におわびしたと、こう言いました。これは当然なことではありますが、もっと早くできなかったかと思うものです。

さらに、昨年10月15日号の広報まつどに見られる市立病院の建て替えにかかわる誤った記事についても、速やかに処置が行われないうなど、市長の対応のまずさが当委員会の審査を紛糾させる要因となりました。さらに、多くの方から指摘がありましたが、建設費等々にかかわるこうした資料についても同じようなことが言えます。こうした点を厳しく指摘するものです。

さらに、構想3案、これは東松戸病院を上本郷に持ってくるという、そういう案の一つであります。こうした問題が依然として浮上するということか、そういう状況にあるようではありますが、私たちは医療の空白地となってしまうことを認めるわけにはいかない、東松戸病院は存続すべきだと改めて強く申し上げるものであります。

以上で討論といたします。

杉浦誠一委員

議案第26号並びに第27号に賛成をいたします。

先ほどの問題で工事期間の遵守ということを我がほうも前回要望させてもらいましたけれども、執行部から計画どおりにやるという力強い答弁をいただきましたし、また執行責任はどうかと、責任を持ってやるという確約もとれたように思います。特別損失のとらえ方の違いがあったことは残念でありますけれども、今後これも明らかにしていただきたいというふうに思っております。

この急性期の千駄堀に出ている問題というのは、まさに本当に14年の歳月をかけた問題でありますので、早急に結論を出さなければならないという形の中で、会派としても賛成の意思を表明させていただきました。しかし今後、ほかの2病院も含めて松戸市の病院問題については、この委員会でしっかりと執行部と話し合っていかなければならないなどということを最後に言わせていただきます。

【討論終結】

議案第26号

簡易採決

原案のとおり可決すべきもの

全会一致

議案第27号

簡易採決

原案のとおり可決すべきもの

全会一致

- (3) 平成23年度陳情第12号 千駄堀地区への新市立病院建設反対の陳情
- (4) 平成23年度陳情第14号 紙敷地区への新市立病院建設の早期実現を求める陳情

(3)、(4)は一括議題

中川英孝委員長

次に、継続審査となっております平成23年度陳情第12号、千駄堀地区への新市立病院建設反対の陳情、及び平成23年度陳情第14号、紙敷地区への新市立病院建設の早期実現を求める陳情の2件については、それぞれ千駄堀での新市立病院建設に反対する陳情であることから、一括して議題といたします。

なお、本陳情の取り扱いについては、既に千駄堀での病院建設事業を予算化した議案第26号及び議案第27号が可決すべきものと決定しておりますので、一事不再議の原則によりまして、議題となっております陳情2件についてはそれぞれ不採択とすべきものとみなします。

織原正幸委員

今、委員長のほうから陳情の両方が千駄堀反対だという、そういう内容だということがありましたけども、同じ内容じゃないと思う。一つは千駄堀反対、一つは紙敷推進だと思う。千駄堀反対という、そういう陳情じゃないと思うが、今の委員長の説明だと誤解を与えてしまいますよ。

中川英孝委員長

では、もう一度訂正させていただきます。

陳情の第12号、第14号のそれぞれの案件が違うことにつきまして、今指摘がございましたとおり訂正をさせていただきます。

以上でよろしいでしょうか。

伊藤余一郎委員

趣旨は同じだという意味ね。

中川英孝委員長

いや、趣旨は違う。趣旨が違うものですから、その趣旨の違いについて……。

織原正幸委員

趣旨が同じだったら出せない。

中川英孝委員長

それぞれ千駄堀での新市立病院建設に反対する陳情であることからという文言がおかしいという指摘をいただきました。この文言につきまして訂正をさせていただいて、一事不再議の原則ということで、この陳情についての扱いについてはそういうことで不採択とさせていただきますと思います。

(5) 閉会中における所管事務の調査について

中川英孝委員長

次に、閉会中における所管事務の調査を議題といたします。

お諮りいたします。本特別委員会の閉会中における所管事務の特定調査事項として、市立2病院の今後のあり方と建て替え等に関する方針を検討することについてを閉会中の継続調査として決定したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

中川英孝委員長

御異議なしと認めます。したがって、さよう決定いたします。

本郷谷市長、市長提案議案の審査が終わった今、今後の抱負などがあればお話しいただけますでしょうか。

市長

議案第26号及び第27号につきまして、当特別委員会の御賛同をいただきまして、本当にありがとうございます。今後、議決をいただいた際には、御審議の過程でいただきました御意見、要望につきまして十分配慮してまいりたいと考えております。いずれにしましても、今日まで真剣な議論を続けていただきました議会の皆様方に改めて感謝を申し上げる次第でございます。

市民の皆様方の命と健康を守る新市立病院の建設の緒についたばかりでございますけれども、一日も早い開院を目指して、職員ともども一丸となって臨んでまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

中川英孝委員長

ありがとうございました。

私のほうから一言申し上げさせていただきたいと思っております。

先ほど杉山委員からもございましたけれども、今回の病院建設の議論につきましては、あくまでも急性期医療という形の中で千駄堀案を検討したということについても一度かみ含んでいただきたいと、こう思いますので、決して構想3案でないということについて私からも申し添えさせていただきます。今、原委員からもございましたけれども、あえて私からそういうふうなお願いをさせていただきます。今後、2病院についてのあり方につきまして真摯に議論していきたいと、こう思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長 散会 宣告

午後 3 時 3 7 分

委員長 署名欄	
------------	--